

洗浄スクリーンかす運搬業務 仕様書

1 業務内容

本業務は、厚別洗浄センターから発生する洗浄・脱水後のスクリーンかす（以下「洗浄スクリーンかす」という。）について、通常時の運搬先（東部スラッジセンター）での受け入れができない場合の代替措置として、委託者の指示に基づき、指定する事業場へ運搬等を行う業務をいう。

(1) 洗浄スクリーンかす運搬（往復50km）

厚別洗浄センターから発生する洗浄スクリーンかす（バラ）をダンプトラックに積込み、西部スラッジセンターへの運搬及び荷下ろしを行う。

なお、洗浄スクリーンかすをホッパーから切り出すのに時間を要するため、積込みが完了するまでの数日間、ダンプトラックは厚別洗浄センターで待機する（運転者は車両から離れてよい）。

(2) 洗浄スクリーンかすフレコンバッグ積込・運搬（往復50km）

厚別洗浄センターから発生する洗浄スクリーンかすの入った1 t容量フレキシブルコンテナバッグ（以下「フレコンバッグ」という。）をクレーンでダンプトラックに積込み、手稲前田第2埋立施設への運搬及び荷下ろしを行う。

なお、積込みは複数名で行うこととし、クレーン付車両（自走式クレーン又はクレーン付トラックなど）を用意の上、ダンプトラックの荷台に積込むこと。

また、使用済みフレコンバッグは、再利用せずに手稲前田第2埋立施設にて処分するため、回収は行わないこと。

2 ダンプトラック仕様

使用するダンプトラックは、自動車検査証記載の数値で、長さ8.5m以下・幅2.5m以下・高さ3.7m以下となる「10トン級ダンプトラック」とし、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさない運搬車両とすること。

また、上記（1）の業務で使用するダンプトラックは、原則として「天蓋付（天蓋の材質は鋼製とし、防臭・水密機能を有すること。）」とすること。ただし、降雨時等の緊急時は、この限りではない。

3 業務場所

(1) 洗浄スクリーンかす運搬

ア 搬出事業場

・厚別洗浄センター 札幌市厚別区厚別町山本711番地

イ 運搬先事業場

・西部スラッジセンター 札幌市手稲区手稲山口322番地

(2) 洗浄スクリーンかすフレコンバッグ積込・運搬

ア 搬出事業場

・厚別洗浄センター 札幌市厚別区厚別町山本711番地

イ 運搬先事業場

・手稲前田第2埋立施設 札幌市手稲区手稲前田623番地 他

4 履行期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

5 業務予定量

搬出事業場	運搬先事業場	業務予定量
厚別洗浄センター	西部スラッジセンター	運搬回数12回 待機日数48日
厚別洗浄センター	手稲前田第2埋立施設	運搬回数1回

6 提出書類

(1) 契約時

ア 業務代理人指定通知書

※ 所定の様式があるので業務主任と打合せること。

イ 使用車両の車検証及び自動車検査証記録事項の写し(有効なもの)

ウ 業務体制表と緊急時連絡表

(2) 完了時(実施月毎)

ア 完了届

イ 業務委託内訳書

※ 所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(3) 随時

ア 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

イ その他業務主任の指示によるもの

7 契約金額の支払い

契約金額の支払いは、単価契約の月払いとし、業務が発生した月の業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高(回数、待機日数)に応じた請求をすることができる。

なお、業務委託内訳書において、運搬先事業場への運搬が完了した日を業務が発生した日とし、待機日数(厚別洗浄センターによる積込日数)は1回の運搬につき、積込開始日から積込完了日までの経過する日数とする。

8 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員(業務主任)を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

9 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

10 留意事項

- (1) 委託者の指示に基づき、運搬等を行う際、運搬1回当たりに積込む量及び運搬日時（土日祝日および夜間（22：00～5：00）を除く）については、事前に調整を行うこと。

また、洗浄スクリーンかす運搬について、原則として積込完了日に運搬することとし、やむを得ず積込完了日から運搬日まで間が空く場合には、その期間を待機日数に加算しない。

例) 積込開始日4/6、積込完了日4/10、運搬日4/13

⇒業務発生日4/13、待機日数4日

- (2) 業務履行にあたり、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさないこと。
- (3) 積載にあたり、前積載物の残りが荷台にないことを確認してから、業務を開始すること。
- (4) 業務履行にあたり、運搬物が漏出又は飛散しないよう必要な措置を行うこと。施設又は路面等を汚染した場合は、受託者の責任において速やかに清掃及び散水を行う等その清潔の保持に努めること。
- (5) 積込み及び荷下ろしのある業務については、各業務場所の担当職員の承諾を受け、すべて受託者の責任において行うこと。また、積込み時においては、各排出事業場の担当職員の指示に従い、積載容量の確認を行うこと。
- (6) 積載量の確認は、運搬ごとに西部スラッジセンターのトラックスケールにて積載重量の計量を行うこと。計量にあたっては、計量する事業場の職員の指示に従うこと。
- (7) 産業廃棄物管理票制度に従い管理票（マニフェスト）に必要事項を記入し、適切な処置をすること。なお、詳細については、業務主任の指示によるものとする。
- (8) 業務履行に直接関係のない施設には立ち入らないこと。ただし、やむを得ず立ち入る必要が生じたときは当該施設職員の承諾を得ること。

以上